

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 佐久市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	68.0 %
全職員	65.0 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	103.8 %
本庁課長補佐相当職	97.7 %
本庁係長相当職	95.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.9 %
31～35年	94.5 %
26～30年	93.3 %
21～25年	82.2 %
16～20年	85.4 %
11～15年	83.7 %
6～10年	76.9 %
1～5年	77.4 %

【説明欄】

- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分について、女性職員が1名のため非公表。
- ・給与水準の高い医師が、男性及び勤続年数の低い区分に多く、差異に影響している。
- ・勤続年数別の1～5年区分について、他機関より出向している職員がいるため、差異に影響している。
- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約72%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。